

## 《論 説》

## 中国における商業銀行の法構造の現状と課題

周 劍 龍

## 目次

- 一、はじめに
- 二、商業銀行法の制定過程
- 三、商業銀行法の内容
- 四、結びにかえて—商業銀行のコーポレート・ガバナンス

## 一、はじめに

中国における商業銀行（commercial bank）とは、公衆の個人預金の受入れ、貸付け、決済などを業務内容とする企業法人をいう（中華人民共和国商業銀行法2条、以下「商業銀行法」または「法」とする）。その設立は、商業銀行法および会社法に基づいてなされることを要する（同条）。中国における近代的な商業銀行の生成は、香港、上海などにおいてイギリスをはじめとする諸外国が商業銀行（その支店を含める）を設立した19世紀の半ば頃に遡る。中華人民共和国が成立した1949年から1978年までの間には、中央集権型の計画経済システムが実行されていたため、そうしたシステムに適ったような単一型銀行体制として中央銀行と商業銀行の機能を一体化した中国人民銀行の存在しか許されず、近代的な意味における商業銀行は存在しなかった。経済改革の政策を実行し始めた1979年以降、単一型銀行体制の打破、市場経済体制に適った金融システムの構築、こうした金融システムの中心に位置付けられる商業銀行の存在が必要不可欠という認識が共有されるに至った。そのため、金融秩序の構築の重要な一環として、商業銀行の設立や、運営等を規制する商業銀行法の整備がな

されるべきこととなった。紆余曲折を経て、1995年に商業銀行を規制する商業銀行法がようやく成立を見た。本稿では、まずは商業銀行法の制定過程を振り返ってみよう。二、それに続いて商業銀行法の主たる内容を検討し、三、最後に商業銀行のコーポレート・ガバナンスの改善を中心に商業銀行法制の課題を述べる（四）こととする。

## 二、商業銀行法の制定過程

### 1、商業銀行の形成

1840年代半ば以降、イギリスを中心に、諸外国が中国で商業銀行を設立したことにより、近代的な銀行システムが中国に導入されたが<sup>1)</sup>、中国自身によって初めて創設された商業銀行は、1897年の中国通商銀行であった<sup>2)</sup>。そして、1949年10月の中華人民共和国の成立までは、中央銀行があり、中央銀行のほか

---

1) 1840年に清国とイギリスとの間に第一次アヘン戦争が勃発し、1842年に清国が敗れたことを受けて、清国とイギリスとの間において「南京条約」が締結された。当該条約に基づいて香港島が割譲されたほか、上海、寧波、福州、アモイおよび広州が通商特別区として開放されることとなった。それに伴って、イギリス系の銀行が中国へ初めて進出したのは、1845年と1847年に香港と上海において設立された Oriental Bank Corporation（元は Bank of Western India と称されていた。中国語名称は麗如銀行である）の支店であった。その後、イギリス系の銀行として1858年に Chartered Bank of India, Australia and China（中国語名は麦加利銀行または渣打銀行である。）、そして1865年に The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited（HSBC、中国語名称は匯豐銀行である）が上海において支店を開設した。そのほか、アメリカの International Bank Corp. New York（1902年、後の City Bank である。中国名は花旗銀行である）、日本の横浜正金銀行（1893年）、ならびにフランスやドイツの銀行などは中国で相次いで支店を設けた（王衛国主編『銀行法学』（法律出版社、2011年）18頁、張秋華著＝太田康夫監修『中国の金融システム』（日本経済新聞出版社、2012年）190～191頁、など参照）。

2) 王衛国主編、同前掲注（1）。

は数多くの商業銀行も存在していた<sup>3)</sup>。

しかしながら、1949年以降の中国は、旧ソ連をモデルにして、中央集権型の計画的経済体制を徐々に導入した。その結果、金融体制に関して言えば、中央銀行と商業銀行を一体化とされた単一型銀行体制として中国人民銀行の存在しか認められていなかった。中国人民銀行は、中央銀行の役割に専念すると決定される1983年までは、政府機関と経済組織という2つの属性を有していた。すなわち、中国人民銀行は、通貨を発行し（発券の銀行）、国庫業務を行う（政府の銀行）などといった中央銀行の機能を有していたほか、預金、貸出、決済などといった通常商業銀行が取り扱う業務も行っていった。

経済改革の実行が始まった1979年以降の中国においては、そうした単一型のまたは一元的な金融体制は必然的に打破されなければならないものとなった。まずは、中国農業銀行、中国銀行、中国人民建設銀行（後に銀行名称は「中国建設銀行」に変更された）が商業銀行としての機能を有することが認められ、営業を開始した。そして、1983年に中国政府である国務院は、「中国人民銀行が専ら中央銀行の機能を果たすことに関する決定」を制定し、その中で中国人民銀行が中央銀行の機能のみを担い、従来中国人民銀行が取り扱っていた貸出し、預金などといった商業銀行が取り扱うべきとされる業務を新たに設立される中国工商銀行に移すことを決定した（営業が1984年1月1日より正式にスタートした）。これによって、中国工商銀行、中国銀行、中国建設銀行および中国農業銀行という四大国有商業銀行が中国の商業銀行のトップに位置する局面が出現した。それに続いて、1986年7月に株式会社形態の銀行として復活を認められた交通銀行を皮切りに、中信実業銀行、中国光大銀行、中国民生銀行など全国型商業銀行、ならびに招商銀行、福建興業銀行、広東發展銀行、深圳發展銀行、上海浦東發展銀行、華夏銀行など地域型商業銀行が株式会社または

---

3) 1928年11月に国民政府が成立して以降、中央銀行のほか、主な商業銀行として中国銀行、交通銀行、農民銀行など数多くが存在していた。国民政府が1949年に台湾に撤退するまでは、中央銀行、中国銀行、交通銀行、農民銀行、中央信託局、郵政儲金匯業局、中央合作庫を中核とした金融体制が形成されたといわれる（通称は「四行二局一庫」である、王衛国主編、前掲注（1）19頁）。

有限責任会社の形態として設立された<sup>4)</sup>。さらにまた、1995年以降、各地において、従来の都市信用組合をもとにして都市商業銀行、ならびに農村信用組合をもとにして農村商業銀行が相次いで株式会社または有限責任会社の形態として設立された。なお、2001年に中国は、WTO加盟条件の1つとして、5年後に外資系銀行の進出を受け入れることを約束した。5年間の猶予期間を経たいまは、数多くの外資系銀行（外国銀行の支店をも含む）が中国では銀行業務を展開している。

外資系銀行の中国への大量進出により、本土系銀行と外資系銀行との競争が激しくなると予想されていた。そのような局面が到来することに備えて、中国政府は、2002年2月に開催された「第2回全国金融工作会議」において4大国有商業銀行を株式会社化する改革の実行を決めた。それを受けて、2003年末に4大国有商業銀行のうち、中国銀行と中国建設銀行が改革のモデルとして選ばれ、株式会社化の改造が開始され、2004年に完成した。そして、2006年と2007年に、中国工商銀行と中国農業銀行も相次いで株式会社となった。現在4銀行はいずれも上海証券取引所および香港聯合証券取引所の上場会社である<sup>5)</sup>。商業銀行法では、商業銀行の形態について会社法上の有限責任会社または株式会社であると要求される（商業銀行法2条）。

## 2、商業銀行法の制定過程

上述のような銀行をめぐる金融体制の改革の歩みに伴って、中国は、銀行関

---

4) 劉隆亨『銀行金融法学〔第6版〕』（北京大学出版社、2010年）41頁。

5) 4大国有商業銀行の株式会社化のために、①財務の組替えによる財務状況の改善（たとえば、中国政府はまず国家金融投資会社である中央匯金投資会社を設立して、中国銀行および中国建設銀行にそれぞれ225億米ドルの外貨準備を投入した。そして不良債権を金融資産会社に分離するなどという手法で不良債権を処理した）、②戦略投資家の受入れおよび③証券取引所への上場という段取りが採られていた（4大国有商業銀行の株式会社化の改革に関する総合研究について、王力など『国有商業銀行股份制改革』（社会科学文献出版社、2008年）、その概略について、劉隆亨、前掲注（4）142-143頁、張秋華著＝太田康夫監修、前掲注（1）171-172頁など参照）。

係の法整備を絶え間なく推し進めてきた。銀行組織に関する立法について、1986年に国務院は「銀行管理暫定条例」を制定、公布した<sup>6)</sup>。当該暫定条例の意義については、まずはそれによって中国人民銀行の中央銀行としての地位が初めて「法」において確立されたと強調されていると同時に、同暫定条例は、商業銀行（ただ、当該暫定条例では、商業銀行の名称を使用せず、專業銀行を使用する）の設立、組織、業務内容等について規定をも盛り込んだ。そしてまた、銀行業務については、「預金管理条例」（1992年12月、中国人民銀行）、「金銭消費貸借契約条例」（1985年2月、国務院）、「利率(金利)管理暫定規定」（1990年12月、中国人民銀行）、「コールローン管理試行規則（中国語名称＝同業折借管理試行弁法）」（1990年3月、中国人民銀行）、「銀行決済規則」（1988年12月、中国人民銀行）、「特定貸付金管理規則」（1986年12月、中国人民銀行）などが制定された。

1992年に中国は、経済改革の目標が市場経済システムの確立であると大々的に宣言した。それまでの金融体制改革によって、銀行体制が一定の程度に確立されたこと、銀行法制もある程度整備されたことなどの成果が得られたが、しかし、金融（銀行）制度は市場経済発展のニーズに応えることができるに至っていなかった。そこで、1993年12月に、国務院は「金融体制改革に関する決定」を作成、公布して、その中で金融体制改革の目標を明らかにした。改革目標の1つとされたのは、国家の政策を実施する機能をも有していた国有專業銀行を純粋な経済組織としての商業銀行に改変させることである。そのように、商業銀行法制定の方向性がはっきりと見えるようになったため、1994年に入ってから、中国人民銀行は、中国の銀行業をめぐる現状および課題を調査研究し、国務院の関係部門、銀行等金融機関、専門家の意見を徴集し、ならびに諸外国の銀行法の立法経験を参照して、商業銀行法の叩き台を作成した。この叩き台が

---

6) この銀行管理暫定条例は、総則（第1章）、中央銀行（第2章）、専門銀行（第3章）、その他の金融機関（第4章）、通貨発行管理（第5章）、与信資金管理（第6章）、利率管理（第7章）、預金、貸付、決済管理（第8章）、違法処理（第9章）および附則（第9章）からなり、計63か条がある。当該暫定条例は1995年に成立した中国人民銀行法および商業銀行法のもととなったと推測される。

国务院に送られた後、国务院法制局は、さらに関係のあるところから意見を徴集し、しかも上海や四川など地方にスタッフを派遣し、実地調査したうえで、当該叩き台をもとに商業銀行法の草案を作成した。草案は、1994年8月24日に開催された第8期全国人民代表大会（以下、「全国人大」という）常務委員会第9回会議において、初の審議が行われ、修正を加えられた。その後も、数回の審議や修正がされ、最終的に商業銀行法案は、1995年5月10日に開催された第8期全国人大常務委員会第13回会議において可決され、商業銀行法が成立した<sup>7)</sup>。なお、2003年に「銀行業監督管理法」の成立を受けて、商業銀行法は改正された。

### 三、商業銀行法の主な内容

#### 1、商業銀行法の目的、商業銀行の法的地位、その義務に関する一般条項

##### (1) 目的

商業銀行法は、その目的として、①商業銀行、預金者およびその他の顧客の合法的な権利と利益を保護すること、②商業銀行の行為を規制すること、③信用貸付資産の質を高めること、④監督管理を強化すること、⑤商業銀行の健全な運営を保障すること、⑥金融秩序を維持、保護すること、⑦社会主義市場経済の発展を促進することを明文化している（1条）。こうした目的規定から明らかかなように、①～⑤は直接の目的であり、それらが達成されれば、商業銀行が金融秩序の中心的な位置に置かれているため、金融秩序が維持、保護されることができる<sup>8)</sup>。その結果として、究極的な目的である社会主義市場経済の発

---

7) 商業銀行法の制定過程およびその主な内容の説明等について、周正慶「關於『中華人民共和國商業銀行法（草案）』的說明」中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報1995年第4号19頁以下、項淳一「全國人大法律委員會關於商業銀行法（草案）修改情況的說明」同24頁以下、厲以寧「全國人大法律委員會關於『中華人民共和國商業銀行法（草案）』審議結果的報告」同28頁以下参照。

8) ちなみに、日本の銀行法（昭和56（1981）年6月1日、法59号）1条は、この法

展が促進されることができると思われる。その意味において、この目的規定は、商業銀行が中国の金融システム、中国的社会主義市場経済において果たすべき役割の重要性をはっきりと示しているといえよう。

## (2) 法的地位

商業銀行とは、商業銀行法および会社法に基づいて設立され、公衆の個人預金の受入れ、貸付け、決済などを業務とする企業法人をいう<sup>9)</sup> (2条)。こうし

---

律の目的についても規定を設けている。それによれば、この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。当該目的規定と中国の商業銀行法の目的規定と比較して、よく似ているところがあると思われる。そのため、中国の商業銀行法の目的規定は日本の銀行法など諸外国の銀行法の目的規定を参照したといわれる(朱大旗、『金融法〔第2版〕』(中国人民大学出版社、2007年)190頁)。なお、日本の銀行法1条2項は、この法律の運用に当たっては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならないとも定める。こうした規定は、行政的な監督機関は、銀行の公共性を考慮するあまり、私的企業としての銀行の経営活動を過度に干渉することにはならないよう注意を促していると考えられる。そのため、この規定は、銀行行政の指針として重要な意味をもつ(川口恭弘『現代の金融機関と法〔第3版〕』(中央経済社、2010年)3頁)。

- 9) 中国における商業銀行は、その設立の母体や沿革から伝統的に次のように分類することができる。第一は、出資母体が中国政府である元の国有銀行である。中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国農業銀行、それに加えて1986年に復活された中国交通銀行がそれに当たる。ただ、いまはそれらの銀行はいずれも株式会社形態の銀行である。第二は、株式制銀行である。こうした銀行は、経済改革政策が実行されて以降、地方政府や企業が投資母体となり、設立したものである。たとえば、前者は、深圳発展銀行(深圳市政府)、浦東発展銀行(上海市政府)などがあり、後者は招商銀行、華夏銀行、中信実業銀行などがある。こうしたタイプの銀行の業務範囲は以前設立地に限定されていたが、現在は全国に広がりつつあり、全国型商業銀行に発展する傾向にある。第三は、都市商業銀行と農村商業銀行である。このタイプの銀行の前身は都市信用組合であり、出資母体が集団所有制企業や、個人工商

た定義は、主として商業銀行の有すべきとされる機能を重視する、いわば経済学的な立場からなされていると指摘されているが<sup>10)</sup>、商業銀行法および会社法に基づいて設立されること、企業法人<sup>11)</sup>であることという要件も含まれるため、法学的な要素も含まれていると解することができよう<sup>12)</sup>。会社法では、会社の

---

業者（中国語＝個体工商戸）や一般投資家である。商業銀行法は、成立当初からそれを適用下にし、商業銀行の一種としている（93条）。1995年に中国政府たる国务院が「都市組合銀行を設立することに関する通知」を出したことを受けて、各地は都市信用組合の改組に着手した。1998年に中国人民銀行と国家工商管理総局の規定により、都市組合銀行は都市商業銀行に改称された。農村商業銀行の前身は農村信用組合であった。都市信用組合と同様に、商業銀行法の成立当初から適用下にされている（93条）。第四は、外資系銀行である。その中には外資系法人銀行（完全外資銀行）、中外合資銀行（中国側と外国側との合弁銀行）および外国銀行の支店が含まれる。外資系銀行は商業銀行法の適用を受けるとされる（92条）。第五は、中国郵政儲蓄銀行である。その前身は、中国郵政儲金匯業局であり、2007年に現在名に改称された。その預金額は四大商業銀行に次ぐ5番目にあるといわれる（呉志攀＝劉燕編著『金融法〔2008年版〕』（北京大学出版社、2008年）31-32頁）。ただ、商業銀行法は、上述のような分類をしておらず、登録資本額に基づいて商業銀行を全国型商業銀行、地域型商業銀行および農村型商業銀行に分類している（13条）。

10) 呉志攀＝劉燕、同前掲注（9）。

11) 中国における企業法人に属するとされる企業は、全人民所有制企業、集団所有制企業、中外合資企業、中外合作企業、外国投資家単独出資企業（民法通則41条）および株式会社と有限責任会社（会社法3条1項）を指す。

12) ちなみに、日本の銀行法は、内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営むものを銀行と定義している（銀行法2条1項）。その上で、同法では、銀行業を、①預金または定期積金の受入（受信業務）と資金の貸付けまたは手形の割引（与信業務）とを合わせ行うこと、②為替取引を行うことのいずれかを行う営業と定めている（同法同条2項）。このように、日本の銀行法も銀行の有すべきとされる機能および法学的な意味から銀行を捉えているということができよう。なお、同銀行法は、預金または定期積金の受入のみを行う営業をも銀行業とみなして、同法の適用を定めている（同法3条）。ただ、日本では、銀行業を営む者は必ずしも商法上の商人であることを要求していない（たとえば、信用協同組合の商人性は否定されている、最判昭和48年10月5日判時726号92頁）。

形態は有限責任会社および株式会社という2種類の会社に限定されるため(会社法2条)、商業銀行は有限責任会社または株式会社のいずれかを採用するしかない。商業銀行が会社である以上、営利(収益性)の追求は当然求められる(4条1項)。また、商業銀行は、その経営に当たって、営利性のほか、安全性や流動性をも経営の基準とし、自ら経営を行い、自らリスクを負担し、自ら利益を享受し、損失を負担し、自己規律をすることも要求される(同条同項)<sup>13)</sup>。なお、従来、中国における銀行は、純粋な国営銀行であったため、いわゆる運営の独立性の維持が困難であったのを考慮して、商業銀行法は、商業銀行運営の独立性を維持させるため、商業銀行が業務を行うに当たって、いかなる組織や個人からの干渉を受けてはならないと規定する(同条2項)。ただ、この規定は、政府機関や地方政府からの干渉を禁じるということを明文化していない。これについて、憲法の条文をあげて<sup>14)</sup>、地方政府がその管轄する地域の経済の発展に対し法的責任を負うとの理由で、地方政府による行政指導を一概に否定すべきではないとの考えもある<sup>15)</sup>。しかしながら、実際に商業銀行は政府機関、とりわけ地方政府からの不当な干渉を受けていることは否めない。そのほか、商業銀行は、法人であるため、その法人財産のすべてをもって、独立して民事責任を負担することが義務付けられる(同条)。

---

13) 従来の国有銀行は、通常の商業銀行としての機能のほか、政策銀行としての機能をも担わせられていた。国有銀行は、政策的に貸付を行い、こうした貸付が強い公益性を帯びるものの、営利性がほぼゼロであった。その結果、貸付金の回収がほとんど不可能であったため、大量の不良債権が発生した。このような規定は、こうしたことを回避するためであると推測される。なお、中国政府は、政策的な機能を従来の国有銀行から分離させる改革を行い、国家発展銀行など3つの政策銀行を設立した。

14) 憲法107条1項によれば、県クラス以上の地方各級人民政府は、法律が定める権限により、その行政区域内における経済、教育、科学、文化、衛生、体育および都市・農村の建設ならびに財政、民政、公安民族事務、司法行政、監察、計画出産等の行政活動を管理し、決定および命令を公布し、行政職員の任免、研修、考課および賞罰を行うとされる。

15) 呉志攀=劉燕、前掲注(9)35頁。

### (3) 遵守すべきとされる義務に関する一般条項

商業銀行の金融システムにおいて占める重要性にかんがみ、商業銀行法は、商業銀行が関連業務を営む際に遵守すべき義務を次のように定めている。

すなわち、①商業銀行は、顧客と取引を行う際に、平等、自由意思、公平ならびに信義誠実の原則を遵守しなければならないこと（5条）、

②商業銀行は、顧客の合法的な権利と利益がいかなる組織や個人からも侵害を受けないことを保障しなければならないこと（6条）、

③商業銀行は、貸付業務を営むとき、借入人の信用状況を厳格に審査し、担保を実行し、期日どおりに貸付金を回収することを保障しなければならないこと（7条1項）、

④商業銀行は、業務を営むとき、法律や、行政法規などの関連規定を遵守しなければならないが、国家の利益、社会公共の利益を侵害してはならないこと（8条）、

⑤商業銀行は、業務を営むとき、公平競争の原則を遵守しなければならないが、不当競争をしてはならないこと（9条）、である。

## 2、商業銀行の設立、組織構成、分割・合併、接管管理・終了

### (1) 設立

商業銀行法は、商業銀行の設立に対して、免許制（許可主義）をとっている<sup>16)</sup>。これは、商業銀行の公共性や金融システムにおける位置づけの重要性によるものと考えられる。法によれば、商業銀行の設立は、中国銀行業監督管理委員会<sup>17)</sup>（以下、「銀監会」という）による審査認可（中国語＝審核）を受けなければならないが、こうした審査認可を受けずに、公衆の預金の受入れなどといったような商業銀行の業務を営むことは禁止されるほか、いかなる組織もその名

---

16) 他方、会社法は、有限責任会社および株式会社の設立について準則主義を採用している。

17) 従来、銀行業に対する監督管理は、中央銀行の中国人民銀行に委ねられていたが、2003年に中国人民銀行から分離され、新たに設置された銀監会に委ねられることとなった。

称に「銀行」の文字を用いることができないとされる(11条)。

商業銀行の設立は、次のような要件を満たすことが義務付けられる(12条)。すなわち、それは、①商業銀行法および会社法の規定に従い定款を作成すること、②商業銀行法に定める登録資本の最低限度額を有すること、③その取締役や上級管理職が業務上の専門知識および業務経験を有すること、④その組織構成や管理体制が健全であること、⑤法定要件を満たした営業場所、安全防护措置および業務に係わるその他の施設を有すること、⑥そのほか、商業銀行の設立がその他の慎重性要件に適合すること、である(12条)。商業銀行の設立に対して、最低資本金制度が強要され、しかも商業銀行の性質によってその金額が異なるとされる(13条)。それによれば、全国型商業銀行設立の場合に、最低資本金額が10億元で、都市商業銀行設立の場合に、最低資本金額が1億元で、農村商業銀行設立の場合に、最低資本金額が5千万元であるとされ、かつ当該金額は実際に払い込まれた額を意味する<sup>18)</sup>。

商業銀行の設立申請は予備申請と正式申請という2段階に分けられる。予備申請において提出を要求される書類は、①申請書(設立されようとする商業銀行の名称、所在地、登録資本金額、業務範囲などを記載すること)、②フィジビリティ・スタディー報告書、および③銀監会の規定する提出必要なその他の書類、である(14条)。予備申請の審査を通った後、申請人は、さらに次のような書類を提出しなければならない(15条)。すなわち、それは、①定款の案、②就任予定の取締役、上級管理職の資格証明、③法定資本金検査機関の提出した資本金検査証明書、④株主名簿およびその出資額、またはその保有株式数、⑤登録資本金の5%以上を有する株主の信用状況証明書およびその関連書類、⑥経営方針および計画、⑦営業場所、安全防护措置および業務と係わるその他の施設の書類、⑧銀監会の規定するその他の書類、である。設立の認可を得た商業銀行に対し、銀監会は、経営許可証を交付し、この経営許可証に基づいて、

18) ちなみに、会社法では、有限責任会社の設立については最低資本金が3万元で(26条2項)、株式会社の設立については、最低資本金が500万元と規定された(81条3項)が、2013年12月28日に開催された第12期全国人大常務委員会第6回会議においては、会社法が改正され、最低資本金制度が廃止された(人民日報2013年12月29日第3版)。

工商行政管理機関は、当該商業銀行の登記完了をもって、営業許可証を発しなければならない(16条)。

商業銀行法は、商業銀行の支店や出張所(以下、「支店等」という)の設立についても規定を設けている。商業銀行は、その業務上の必要に応じて、中国国内外に支店等を設けることができるが、当該支店等の設立は、銀監会の審査認可を経る必要があり、中国国内の支店等は行政区画ごとに設立されてはならないとされるほか、中国国内の支店等を設立する際に、規定に従いその経営規模に適した運転資金を支出しなければならない、当該支出運転資金の総額は本店の資本金総額の6割を上回ってはならないとされる(19条)。商業銀行は、支店等の設立を申請する際に、①設立予定の支店等の名称、運転資金等を明記した申請書、②申請者の直近2年間の財務会計報告、就任予定の上級管理職の資格証明書等を銀監会に提出しなければならない(20条)。設立を認可された商業銀行の支店等には、銀監会が経営許可証を交付する。商業銀行は、当該許可証に基づき、工商行政管理機関で登記し、営業許可証を取得する(21条)。いうまでもなく、商業銀行の支店等は法人格を有せず、本店が授権する範囲内で法により業務を行うが、業務執行により生じた民事責任は本店が負わなければならない(22条2項)。

設立認可を得た商業銀行およびその支店等は、銀監会が公告することとなる。ただ、商業銀行またはその支店等が営業許可証を取得した日より起算して、正当な事由もなく、6か月を経ても開業しないとき、または開業後自ら6か月以上業務を停止したときは、銀監会は、その経営許可証を取消し、かつそれを公告する(23条)。そしてまた、商業銀行は次のような事項のいずれかについても変更が生じるとき、銀監会による認可が必要とされる(24条)。それは、①名称の変更、②登録資本の変更、③本店または支店等の所在地の変更、④業務範囲の変更、⑤資本総額または株式総数の5%以上を保有する株主の変更、⑥定款の変更、⑦銀監会の定めたその他の変更事項、である。なお、取締役や上級管理職について、変更が生じる場合には、商業銀行は、銀監会にそれを報告し、かつその職務就任資格についての審査を求めるとを要求される。

## (2) 組織構成

商業銀行の組織構成は、商業銀行の組織形態そのものおよび機関を指す。商業銀行法では、商業銀行の組織構成については会社法の規定を適用するとされる(17条1項)。

まずは、組織形態について、会社法では有限責任会社と株式会社という2種類を定めているため、商業銀行は有限責任会社または株式会社のいずれかであることとなる。次に、機関についても、会社法に規定される機関を設ける必要がある。それに関連して、商業銀行の取締役および上級管理職の就任欠格事由はとくに明文化されている。法によれば、次のような事由のいずれかに該当する場合には、商業銀行の取締役または上級管理職に就任してはならないとされる。すなわち、それは、①汚職、贈収賄、財産の横領、財産の流用罪もしくは社会の経済秩序を破壊する罪を犯したことにより、刑事罰に処せられ、または犯罪により政治的権利を剥奪されたとき、②経営不振により破産し清算した会社または企業の取締役もしくは工場長、支配人に就任しており、その会社または企業の破産に個人として責任を負うとき、③違法行為により営業許可証を没収された会社、企業の代表に就任しており、個人として責任を負うとき、④多額の債務を負う個人で、期限が到来したにもかかわらず返済していないとき、である<sup>19)</sup>。

---

19) 会社法では、取締役、監査役および上級管理職の欠格事由に関する一般規定が設けられている。それによれば、次の掲げる事由のいずれかに該当する者は、会社の取締役、監査役または上級管理職に就任することができない。①民事能力のない者または民事能力の制限を受ける者、②汚職、収賄、財産横領、財産流用、または社会主義市場経済秩序の破壊により刑罰の判決を受け、執行期間満了後5年に満たない者、または犯罪により政治的権利を剥奪され、執行期間満了後5年に満たない者、③破産し清算した会社または企業の取締役もしくは工場長、執行役(中国語=経理、法文上の表現が「総経理」となっているが、定款の定めにより代表権を付与される総経理であるならば、代表執行役は適切な訳語である)を務め、当該会社または企業の破産に個人として責任のある者で、その会社または企業が破産し清算が完了した日より3年に満たない者、④法律違反により営業許可証の取消、閉鎖命令を受けた会社または企業の代表を務め、かつ個人として責任のある者で、その会社または

もっとも、商業銀行法が施行される前に設立された商業銀行については、その組織構成が会社法の規定に合致しない場合に、従来の規定を引続き適用することができる(17条2項)。商業銀行法が施行される前に設立された商業銀行は、伝統的な国有企業であるため、引続き適用するとされる規定とは、全人民所有制工業企業法のことを指すと思われる。なお、国家単独出資商業銀行は、必ず監査役会を設けることが義務付けられている(18条1項)。監査役会の権限は、当該商業銀行の信用貸付資産の質、資産負債の比率、国有資産の価値の保全および価値の増大などの状況、および上級管理職の法律、行政法規または定款に違反する行為ならびに銀行の利益を害する行為を監督することであると明文化されている(18条2項)。

### (3) 分割・合併

会社の分割・合併について、会社法は一般的な規定を設けている(会社法173条~177条)。会社法では、会社の分割・合併は株主総会や株主会(中国語=股东会、有限責任会社の最高意思決定機関、日本の旧有限会社法の定める社員総会に相当する)の決議によらなければならないが(会社法100条、38条1項9号)、政府による認可が必要であると規定されていない。商業銀行の分割・合併について、商業銀行法は、まず会社法の一般的な規定を適用することを明文化したうえで、さらにまた銀监会による審査認可を受ける必要があると定めている(25条)。これは、明らかに商業銀行の公共性を考慮したからであると考えられる。

---

企業が営業許可証を取り消された日から3年に満たない者、⑤個人として負っている比較的な債務の期限が到来したにもかかわらず弁済が完了していないものである(会社法147条1項)。これと比較してみると、明らかに商業銀行法の定める欠格事由のほうがより厳格となっている。なお、商業銀行の取締役や上級管理職が在任期間中に会社法または商業銀行法の定める欠格事由が生じた場合に当該職務が解除されなければならない(同法同条3項)。

#### (4) 接管管理・終了

まずは、接管管理についてである。商業銀行の公共性、金融システムにおける重要な位置づけにかんがみれば、経営難に陥った商業銀行を救済する措置の1つとして政府による接管管理が挙げられる。商業銀行法は、商業銀行の接管管理制度を設けている。まず、接管管理の目的について、同法は、接管管理される商業銀行に対し必要な措置をとることにより、預金者の利益を保護し、商業銀行の正常な経営能力を回復させることを明らかにしている(64条2項)。そして、接管管理される要件について、同法は、①商業銀行に信用危機が生じ、または生じるおそれがあること、②そのことが結果的に預金者の利益に重大な影響を与えることを明文化しており、こうした要件が満たされれば、銀監会は、具体的に接管管理を行うこととなる(64条1項)。

銀監会は、接管管理を決定、実施するに当たって、接管管理の決定には①接管管理される商業銀行の名称、②接管管理の理由、③接管管理する組織、④接管管理の機関を明記し、かつそれを公告することを要する(65条)。接管管理は、接管管理実施決定日から開始し、銀監会の決めた接管管理の組織が商業銀行の経営管理権を行使する(66条)。接管管理は一定の期間を要するが、当該期間が満了したとしても、銀監会は、必要がある場合に、さらなる期間延長を命ずることができる。ただ、期間延長は長くとも2年を超えてはならない(67条)。接管管理期間の終了について、商業銀行法は、次のような3つの事由を列挙しており、そのいずれかの事由に該当すれば、接管管理は終了する。それは、①接管管理決定に定めた期間が終了し、または銀監会の決定した接管管理期間の延長期間が満了したこと、②接管管理期間の満了前に、当該商業銀行が正常な経営能力を回復したこと、③接管管理期間の満了前に、当該商業銀行が合併され、または法により破産宣告を受けたこと、である。

次に、終了についてである。商業銀行法は、商業銀行の営業終了の事由につき、①解散、②強制解散および③破産宣告という3つの事由を定めている(72条)。第1に、解散について、分割、合併または定款の定めによる解散という3つの事由が定められている(69条)。こうした事由により商業銀行が解散する必要がある場合に、銀監会に申請し、かつ解散の理由および預金の元利支払

いなどの債務弁済計画書を添付しなければならない。商業銀行の解散は銀監会の審査認可を受けたうえで行われる。商業銀行が解散する際には、法により清算委員会を必ず設立し、清算を行い、弁済計画に従い遅滞なく預金の元利などの債務を弁済し、かつ、当該解散は銀監会の監督下に置かれなければならない。

第2に、経営許可証の取消しによる強制解散についてである。商業銀行が経営許可証の取消しにより強制解散される際には、銀監会は、法に従い、遅滞なく清算委員会を設けさせ、清算を行い、弁済計画に従い、遅滞なく預金の元利などの債務を弁済しなければならない(70条)。

第3に、破産宣告による終了である(71条)。商業銀行は、期限が到来したにもかかわらず債務の弁済が不能となった場合に、銀監会の同意を得て、人民法院が法に従いその破産を宣告する。商業銀行が破産宣告を受けたときは、人民法院は銀監会などの関係部門および関係者による清算委員会を設けさせ、清算を行う。商業銀行は、破産清算を行うときは、清算費用、未払い賃金および労働保険費用を支払った後に、個人の貯蓄預金の元利を優先して支払わなければならない。

### 3、商業銀行の業務執行

#### (1) 商業銀行の一般業務

商業銀行法は、商業銀行が行える業務(そのうちの一部または全部)について次のように明文化している(3条)。それは、①公衆の個人の預金を受入れること、②短期、中期および長期の貸付を行うこと、③国内外の決済業務を行うこと、④手形の引受と割引を行うこと、⑤金融債券を発行すること、⑥政府債券の代理発行、代理償還ならびに引受を行うこと、⑦政府債券または金融債券を売買すること、⑧銀行間のコールローンを行うこと、⑨外国為替の売買、代理売買を行うこと、⑩銀行カード業務に従事すること、⑪信用状サービスおよび担保を提供すること、⑫取立または支払の代理および保険業務の代理を行うこと、⑬貸金庫サービスを提供すること、⑭銀監会の認可を得たその他の業務、である。商業銀行は、その目的を定款に明確に定め、かつそれは銀監会による認可が必要である。なお、中国人民銀行の認可を経たのであれば、外貨か

ら人民元への兌換（中国語＝結匯）、人民元から外貨への兌換（中国語＝售匯）に関する業務を行うこともできるとされる<sup>20)</sup>。

## (2) 貸付業務に関する規則

貸付業務は、商業銀行の業務の中で最も基本的、かつ重要な業務であることとは言うまでもない。そのため、商業銀行法は、一定数の条文を設けて（34条—42条）、貸付業務を行う際に遵守すべき規則を明文化している。

商業銀行全体の貸付規模は国民経済および社会の健全な発展と密接に関係するため、法は、まず、商業銀行は国民経済および社会の発展の必要に応じて、国の産業政策の指導の下に貸付業務を営むことを貸付の基本原則としている（34条）。この規定について、営利追求を目的とする有限責任会社または株式会社としての商業銀行の性質と相反するのではないかという疑問がないわけではないが、そもそも商業銀行という金融機関が政府から公衆などの資金を集める特権を与えられ、それによって国家における金融資源の相当部分をコントロールすることができることにかんがみると、商業銀行は国家の産業成果の指導を受けて、一定の社会的責任を果たすべきであるという考えもある<sup>21)</sup>。2010年以降、住宅価額の高騰を抑えるために、中国政府が商業銀行の住宅ローンを規制する方針を打ち出したのはその例であろう<sup>22)</sup>。

---

20) 人民元・外貨間の兌換に関して、中国人民銀行は1995年に「人民元・外貨間の兌換、外貨支払管理規定〔結匯、售匯及付匯管理規定〕」を制定、公布した。それによれば、人民元・外貨間の兌換は銀行を通じて行われなければならないとされる。

21) 呉志攀＝劉燕、前掲注（9）34頁。

22) 国務院は、2010年1月に公布した「国務院弁公庁の不動産市場の健全な並びに平穩な發展促進に関する通知」の中で、より厳格な住宅ローン差別化政策を実行すべきことを規定している。それによれば、初でありかつその建築面積が90平方メートル以上を有する住宅を購入する家庭（借入本人、配偶者および未成年子供を含む）に対し頭金が貸付金の30%以上、2番目の住宅を購入する家庭に対し頭金が貸付金の50%以上で、かつ利率が基準利率の1.1倍以上、3番目の住宅を購入する者に対し、頭金額および利率を大幅に高めることを要求している。

そして、商業銀行が貸付業務を行う際の手続について、法は次のように定めている。すなわち、第1に、貸付審査を実施することである(35条)。商業銀行は、貸付を行う際に、借入人の借入金の使途、返済能力、返済方式などの状況について厳格に審査を行う必要があり、審査と貸付との分離、レベル別段階審査認可の制度を守らなければならない。第2に、担保を設定することである(36条)。商業銀行は、貸し付ける場合に、借入人に担保を差し入れさせなければならない。そのとき、保証人の返済能力、抵当物または質物の権利帰属および価値ならびに抵当権、質権の実行可能性について厳格な審査を行うことを要する。ただ、商業銀行による審査や評価を経て、借入人の信用が良好であることを確認し、貸付を確実に返済できるときは、当該担保を差し入れさせないこともできる。第3に、貸付契約の締結である(37条)。商業銀行は、貸し付ける際に、借入人との間で、書面による契約を結びつけることを要する。当該契約には、①貸付の書類、②借入金の使途、③金額、④利率、⑤返済期限、⑥返済方法、⑦違約責任、および⑧双方が合意する必要があると認めるその他の事項を約定しなければならない。預金・貸付金利率の設定については、商業銀行は、中国人民銀行の定める預金・貸付金の利率(金利)の上下限度に従うことが義務づけられる(38条)<sup>23)</sup>。したがって、商業銀行が規定に違反して、利率を引上げ、または引下げ、ならびにその他の不公正な手段を用いて預金を受入

---

23) 商業銀行の顧客に対する預金・貸付金の金利の設定は、従来中国人民銀行の厳しい規制下に置かれてきた。これは、こうした金利設定が中国人民銀行の金融政策の重要な一環としての金利政策の一部とされているからである。従来、預金金利は中国人民銀行預金基準金利を上限に、貸出金利は同銀行の貸出基準金利の0.9倍を下限にされていた。ただ、2012年から金利の自由化に向けて少しずつ中国人民銀行は動きを見せている。2012年6月に預金金利の上限を預金基準金利の1.1倍に、貸出金利の下限を貸出基準金利の0.9倍から0.8倍に引き下げた。そして、同年7月に貸出金利の下限を貸出基準金利の0.7倍に引き下げた。さらに、2013年7月に貸出金利の下限を完全に撤廃した。ただ、預金金利の上限規制については変更がない。こうした動きに対して、預金金利の自由化をさせなければ、金利の自由化に向けた改革とはいえないという厳しい考えが見られる(たとえば、2013年7月24日付英フィナンシャル・タイムズ紙(Financial Times))。確かに、中国において預金者保護制度や銀行

れ、貸付を行うことは禁止される(47条)。

さらに、貸し付ける場合に、商業銀行は、次のような資産負債比率管理の規定に従わなければならない。それは、①自己資本比率が8%を下回らないこと、②貸付残高と預金残高との比率が75%を超えないこと、③流動資産の残高と流動負債の残高との比率が25%を下回らないこと、④同一借入人に対する貸付の残高と商業銀行の資本残高との比率が10%を超えないこと、⑤銀監会の定める資産負債比率管理に関するその他の規定、である。確かに、こうした規定は、商業銀行経営の健全性を担保するために設けられており、世界的な傾向に沿うものと評価できよう。

なお、貸し付ける際にして生じうる利益相反を防ぐためには、商業銀行法は、次のような規定を設けている(40条)。法によれば、商業銀行は、その関係者に信用貸付をしてはならず、また、関係者に対して担保貸付をする条件は、他の借入人に対する同様な貸付条件よりも優遇してはならない。ここにいう関係者とは、①商業銀行の取締役、監査役、上級管理職、信用貸付業務担当者およびそれらの近親者、②①に掲げられる者が投資する、または上級管理職に就任している会社、企業およびその他の経済組織を指す。

そのほか、商業銀行の貸付業務執行の独立性を維持させるために、法は、いかなる組織や個人も商業銀行に貸し付けること、または担保を差し入れることを強制してはならず、商業銀行はそれらのことを強制する組織や個人に対し拒否する権利をもつと強調する(41条)。借入金の返済について、当然貸付契約、契約法、ならびに物権法・担保法などに基づいて処理すべきであるが、商業銀行法もそれについて1か条を設けている(42条)。すなわち、借入人は、期限に従って借入金の元金を返済しなければならない。期限が到来しても借入人が担保付貸付を返済できない場合に、商業銀行は、法に従い保証人に対し貸付の元金の返済を求め、またはその担保物から優先弁済を受ける権利を有する。ただし、商業銀行が抵当権または質権を行使することにより取得した不動産また

---

の破綻処理制度などが未整備のままでは、金利の完全自由化は無理であると言わざるを得ない。

は株券は、取得の日から起算して、2年以内に処分する義務がある。期限が到来しても借入人が信用貸付を返済しない場合には、契約の規定に従い責任を負わなければならない。

### (3) その他の業務に関する規則

まずは、商業銀行による投資についてである。商業銀行法は、原則禁止の立場を採っている。法によれば、商業銀行は、中国国内において投資信託および証券業務に従事してはならず<sup>24)</sup>、自ら使用しない不動産に投資し、またはノンバンクおよび企業に対して投資してはならない<sup>25)</sup>。ただし、国が別途規定して

---

24) 2013年6月ににわかにいわゆる「影の銀行(シャドーバンキング)」の問題がクローズ・アップされ、瞬く間に世界の注目を浴びた。この問題の実態は、銀行の貸出を通さず、銀行が代理販売する「理財産品(金融商品)」などを通して膨大な資金が地方政府や企業に流れ込み、経済減速のため回収不能な資金がかなり生じたことである。この不明朗な資金の流れが生じた一因は銀監会が「理財産品」などによる資金集めに対し直接監督権限を有しないことにあるといわれる。中国のシャドーバンキングの問題が世界的な注目を浴びる以前に、2008年に世界規模の金融危機を生じた一つ大きな原因がアメリカにおけるシャドーバンキングに対する行政的な監督の欠落であるとの指摘を受けて、中国においても同様な問題があると指摘し、対応策をとるべきとの観点を示した研究について、袁達松「対影子銀行加強監管的國際金融法制改革」法学研究2012年第2期(2012年)194頁以下参照。なお、中国におけるシャドーバンキングの現状を詳細にまとめたもの(現地レポート)として、福本智之、小池一徳「中国のシャドーバンキング」中国経済(ジェトロ)2013年11月号(2013年)27頁以下参照。

25) ちなみに、日本では、原則として銀行による会社に対する直接投資が認められる。ただ、いわゆる5%ルールが設けられている。たとえば、銀行法では、銀行またはその子会社は、国内の会社の議決権について合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に100の5を乗じて得た議決権の数をいう)を超える議決権を取得し、または保有してはならないと規定される(銀行法16条の3)。こうした規制は、銀行に他業禁止が課せられている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するために定められたものと思われる(木下信行編『解説 改正銀行法』(日本経済新聞社、1999年)210頁)。言い換えれば、

いる場合はこの限りではないとされる(43条)。

次に、手形決済についてである。商業銀行が手形の引受、手形の支払、手形金の取立委任などの決済業務を行う場合に、決められた期限に従って支払い、収支記帳をするほか、支払、収支の記帳の期限に関する規定を公表しなければならない。手形の処理を放置し、または規定に違反して手形を不渡りにすることは禁止される(44条)。

さらに、金融債券の発行についてである。商業銀行による金融債券の発行、または国外での借入は、法律、行政法規の規定に従い認可を得ることが必要である(45条)。

なお、銀行間のコールローンについてである。銀行間のコールローンは中国人民銀行の規定を遵守すべきであり、借入コールローン資金を利用して固定資産の貸付を行うこと、または投資に用いることは禁止される。貸出コールローン資金は、準備預金を預け入れ、支払準備金を確保し、または中国人民銀行の期限到来借入を返済した後に余った遊休資金に限る。借入コールローン資金は、手形の決済および銀行間為替差額資金の不足の補填、ならびに一時的運転の需要を解決することに用いるとされる(46条)。

---

銀行業務は強い公益性を有するため、健全に営まれることを要求される。その意味において、5%ルールは、議決権行使による他業への関与により、銀行の業務内容が悪影響を受けることを防止するための規制と位置づけできる(川口恭弘「銀行の議決権保有規制」金融法務事情1975号(2013年)19頁)。また、独占禁止法では、銀行業を営む会社は他の国内企業の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得または保有してはならないとされる(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律11条1項柱書)。こうした規制は競争秩序維持のためであると思われる。中国における銀行の会社や企業への投資が全く禁止されるのは会社や企業の倒産が銀行の破綻をもたらすことを防止するためであると考えられる。しかし、不良債権の発生は同様な問題を有するのではないかと指摘したい。

#### (4) 業務執行に関する行為規制

まずは、商業銀行に対する行為規制についてである。第1に、手数料について、商業銀行が業務を処理し、サービスを提供する場合には、規定に従い手数料を取ることができるが、料金項目および基準は、銀監会と中国人民銀行がその負うべき職責に応じて、国务院の価格主管部門とともに定める(50条)。第2に、営業時間について、商業銀行は、顧客の便宜を図って営業時間を設定し、それを公告しなければならないが、かつ、公告した営業時間内に営業を行い、無断で営業を停止したり、営業時間を短縮したりしてはならない(49条)。第3に、関係資料の保管について、商業銀行は、国の関係規定に従い、財務会計報告書、業務契約書およびその他の資料を保存しなければならない(51条)。

次に、行員に対する行為規制についてである。第1に、商業銀行の行員は法律、行政法規およびその他の各種の業務管理に係わる規定を遵守することが明文化されたうえで、行員の行為に対する予見可能性を高めるために、次のような禁止行為が具体的に明らかにされている(52条)。それは、①職務上の便宜を利用し、賄賂を要求し、もしくは受領し、または国の規定に違反し各種名目のリベート、手数料を收受すること、②職務上の便宜を利用し、自行または顧客の資金を着服、流用、横領すること、③規定に違反し、私的に親族、友人に対し貸付を行い、または担保を提供すること、④他の経済組織において職を兼任すること、⑤法律、行政法規および業務管理に係わる規定に違反するその他の行為、である。第2に、商業銀行の行員は、その在任期間において知り得た国家秘密、営業秘密を漏洩してはならない(53条)。

#### 4、財務会計

商業銀行は、株式会社または有限責任会社である場合には、その財務会計について会社法の規定に従い処理を行うことが要求されるが<sup>26)</sup>、そのほか、商業銀行の特殊性に鑑みて、商業銀行法は、その財務会計につき別途規定をも設けている。

---

26) 詳細については第8章会社の財務会計(164条-172条)参照。

まず、一般規定として、商業銀行法は、商業銀行が法律と国の統一した会計制度および銀監会の関連規定に従い、自行の財務会計制度を健全に整備しなければならないと定めている(54条)。次に、財務会計報告書の真実性を担保するために、法は、商業銀行が国の関係規定に従い、その業務活動および財務会計状況を事実の通りに記録し、かつ全面的に反映し、年度財務会計報告書を作成し、遅滞なく銀監会や、中国人民銀行および国務院財政部門に会計報告書を提出しなければならないと規定する(55条)。さらにまた、商業銀行は、会計年度ごとに年度終了後3ヵ月以内にその前年度の営業成績および会計監査報告を公表することを義務付けられている(56条)。中国において会計年度は通常当該年の1月1日から12月31日となっているが、商業銀行法はそれを明文化している(58条)。なお、銀行の不良債権を処理させるために、法はとくに貸倒引当金を計上し、それを償却することを規定する(57条)。

## 5、監督管理

商業銀行等の監督管理について、銀行業監督管理法という単行法<sup>27)</sup>があり、そこには、詳細な規定が設けられているが、商業銀行法は、次のような規定をも設けている。

まずは、商業銀行は、関連規定に従い、自行の業務規則を制定し、ならびにリスク管理システムや内部統制システムを整備することを要求される(59条)。次に、商業銀行は、その預金、貸付、決済、貸倒しなどの状況に関する会計監査、検査制度を整備し、支店等に対し経常的な会計監査ならびに検査監督を行うことを義務付けられる(60条)。さらにまた、商業銀行は、規定に従い、銀監会および中国人民銀行に対し貸借対照表、損益計算書、ならびにその他の財務会計、統計報告書および資料を提出しなければならない(61条)。なお、銀監会は、商業銀行の預金、貸付、決済、貸倒しなどの状況について随時に検査

---

27) 同法の構造に関する検討について、詳しくは、周劍龍「中国における銀行業に対する行政的監督管理の法構造と課題」獨協法学91号(2013年)横1頁以下参照。

監督する権限を有する。ただ、検査監督時に、検査監督者は、適法な身分証明書を示さなければならない。商業銀行は、銀監会の求めに対し、財務会計資料、業務契約書および経営管理に係るその他の情報を提出する義務を負う。中国人民銀行も、中国人民銀行法の32条、34条に基づき商業銀行に対して検査監督する権限を有する(62条)。そのほか、商業銀行は、会計検査機関による会計検査、監督を受けることをも要求される(63条)<sup>28)</sup>。

## 6、預金者保護

預金者保護について、商業銀行法は、次のような原則的な規定しか置いていない。すなわち、個人預金者に対して、商業銀行は、個人預金者の自由意思による預入、その自由な引出、利息の支払い、ならびにその秘密の保持を保障しなければならない。個人預金者の預金について、法律の別段の定めを除き、いかなる組織や他の個人による調査、凍結、差押をも拒むことができる(29条)。そして、組織預金者の預金について、商業銀行は、法律および行政法規の別段の定めを除き、いかなる組織や個人による調査を拒むことができ、また、法律の別段の定めを除き、いかなる組織や個人による預金の凍結、差押を拒絶することもできる(30条)。さらにまた、商業銀行は、中国人民銀行の定める預金利率の上下幅内において、預金の利率を決定し<sup>29)</sup>、かつそれを公告すること、中国人民銀行に預金準備金を預け入れ、十分な預金準備金を留保すること、預金の元利の支払いを保証しなければならない、預金元利の支払を遅延させ、または拒絶してはならないことが要求される(31条)<sup>30)</sup>。

---

28) 銀行業に対する銀監会の以外の機関等による監督管理について、周劍龍、前掲注(27)横21~23頁以下参照。

29) 前述のように、中国人民銀行は、2013年7月に貸出金利の下限規制を完全に撤廃した。

30) 銀監会は、シャドーバンキングなどの問題にかんがみ、銀行預金者を含めたいわゆる銀行業消費者保護の強化を図るために、2013年8月に「銀行業消費者權益保護業務のガイドライン」を制定、公布した。このガイドラインは、総則(第1章)、行為準則(第2章)、制度保障(第3章)、監督管理(第4章)、附則(第5章)からなり、

## 7、罰則

商業銀行法は、法の目的を成し遂げるための諸規定の実効性を担保するために、違法行為者の法的責任を追及する罰則規定を比較的詳細に設けている(73-90条)。違法行為者の法的責任を追及する措置として、行政処分、民事責任と刑事責任の追及が法文上明らかにされている。

### 四、結びにかえて—商業銀行のコーポレート・ガバナンス

以上、商業銀行法を中心に、中国における商業銀行をめぐる法構造を概観した。最後に、商業銀行のコーポレート・ガバナンス(中国語=公司治理)に焦点を当てて、商業銀行法制の課題を指摘したい。

中国における商業銀行は、会社の組織形態として有限責任会社または株式会社である以上、会社組織の一般法である会社法の規定するコーポレート・ガバナンスに適う構造を有することを要請される。このことは商業銀行法が会社法の特別法という位置づけから理解されよう。2005年に会社法が改正された際に、コーポレート・ガバナンスの健全化を図るための制度改善が相当行われた<sup>31)</sup>。こうした試みは、いうまでもなく商業銀行のコーポレート・ガバナンスの健全化に資するものである。ただ、通常の有限責任会社または株式会社と異なって、商業銀行は強い公益性という特殊な属性を伴うため、コーポレート・ガバナンスの健全化について商業銀行の属性に沿った対応がなされる必要性があろう。商業銀行の属性に沿った必要不可欠な対応はなканずく金融行政監督機関による外部監督である。このことは、伝統的な中央集権型の計画経済体制から市場経済体制への移行期のある中国の商業銀行のコーポレート・ガバナンスの健全化にとってはより重要であると思われる。

---

計43か条を有する。

31) 2005年に行われた中国会社法の改正内容について、周劍龍「中国会社法とコーポレート・ガバナンス—2005年会社法改正を中心に—」西村幸次郎編著『グローバル化のなかの現代中国法〔第2版〕』(成文堂、2009年)95頁以下参照。

銀監会は、銀行業に対して行政的な監督を実施する機関であり、商業銀行法、銀行業監督管理法に基づいて、商業銀行のコーポレート・ガバナンスを健全化するためには、次のような措置をとることができると指摘される。たとえば、①その権限範囲内で関係ルールを制定すること、②商業銀行の取締役、監査役および上級管理職の任用資格を審査すること、③商業銀行の業務執行の範囲を審査認可し、慎重的経営原則の関連規則を制定すること、④商業銀行に対し非実地または実地調査を実施すること、⑤危機的状況に陥った商業銀行に対し危機処理の支配権を行使すること、などである。①に関して、いままで、商業銀行のコーポレート・ガバナンス健全化のためのルールとしては、主に「商業銀行情報開示弁法」(2007年)、「商業銀行内部統制評価試行弁法」(2005年)、「株式制商業銀行コーポレート・ガバナンスのガイドライン」(2002年、中国人民銀行)、「株式制商業銀行独立取締役及び社外監査役制度のガイドライン」(2002年、中国人民銀行)、「株式制商業銀行取締役会職務履行のガイドライン(試行)」(2005年)、「商業銀行市場リスク管理のガイドライン」(2005年)、「外資系銀行法人機関のコーポレート・ガバナンスのガイドライン」(2005年)、「国有商業銀行コーポレート・ガバナンスおよび関連監督管理のガイドライン」(2006年)、「商業銀行適法リスク管理のガイドライン」(2006年)、「商業銀行内部統制ガイドライン」(2007年)、「銀行連結決算監督管理のガイドライン(試行)」(2008年)、「商業銀行取締役職務履行評価弁法(試行)」(2010年)、などがある。そして、2013年7月に、銀監会は、2008年に金融危機が起きた後、国際機関や各国の金融行政監督機関などによる銀行等の金融機関に対するガバナンスの潮流を踏まえて、中国における商業銀行のコーポレート・ガバナンスの強化を図るために、上記のようなガイドラインの一部を廃止し、新たな総合的な「商業銀行のコーポレート・ガバナンスのガイドライン」を制定、公布した<sup>32)</sup>。これ

32) このガイドラインは、総則(第1章)、コーポレート・ガバナンスの組織構造(第2章)、取締役、監査役、上級管理職(第3章)、発展戦略、価値準則及び社会的責任(第4章)、リスク管理および内部統制(第5章)、奨励・制御メカニズム(第6章)、情報開示(第7章)、監督管理(第8章)および附則(第9章)からなり、計136か条を有する。ちなみに、このガイドラインでは、「株式制商業銀行コーポレート・ガ

らのルールの制定は、中国の商業銀行法制の一部を構成するものであり、中国の商業銀行のコーポレート・ガバナンスの健全化に大きく寄与するに違いない。ただ、これらのルールの多くは、いわゆるガイドラインという形式をとっており、実際に商業銀行に対して拘束力を有すると思われるが、厳密的な意味において言えば、指針的なものにすぎない。したがって、これらのルールの法的な拘束力や透明性を高めるために、商業銀行法のさらなる改正を行い、これらのルールの中の相当部分を商業銀行法に盛り込むことをすべきであると考えられる。これによって、商業銀行コーポレート・ガバナンスの健全化を図るルールの拘束力が高められ、より良い商業銀行コーポレート・ガバナンスの実現が可能であろう。いずれにせよ、商業銀行のコーポレート・ガバナンスの問題は、銀行の公益性にかんがみれば、極めて重要な問題であるが故に、それに関する総合的な研究は他の機会に譲りたい<sup>33)</sup>。

(本論文は、平成20～23年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)「中国の金融法制の基礎的研究」(課題番号20530071)の研究成果の一部である)

---

バナンスのガイドライン」(2002年、中国人民銀行)の適用停止、「外資系銀行法人機関のコーポレート・ガバナンスのガイドライン」(2005年)、「国有商業銀行コーポレート・ガバナンスおよび関連監督管理のガイドライン」(2006年)などの廃止は明らかにされている(136条)。

33) さしあたり中国国内でこの問題を専門的に取り扱った文献として、王紅一『銀行公司治理研究』(法律出版社、2008年)、姚旭『商業銀行公司治理法律問題研究』(法律出版社、2011年)を挙げておく。